

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ 一

訓令 甲

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

二

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項中「第三項、第五項、第七項又は第九項」を削り、同条第三項中「第四項、第六項、第八項又は第十項」を削る。

第七十三条の五を削る。

第七十三条の六第一項中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の五第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第五十九条に規定する不動産の取得の申告書のうち、条例第五十八条の五第三項において準用する条例第五十六条第二項の規定により、条例第五十八条の五第一項の規定の適用がある旨の記載をする申告書は、第九十一号様式とする。

4 条例第五十八条の五第三項において準用する条例第五十八条第二項の規定による不動産取得税に係る徴収金の還付の申請書は、土地を譲渡した日から六十日以内に、第九十一号様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

5 第七十三条第二項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

平成二十三年六月三十日

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日相当るときは翌日）

第七十三条の七の見出し中「土地改良事業に係る」を「土地改良区の」に改め、同条第一項中「第五十八条の七第一項又は第二項」を「第五十八条の六第一項」に改め、同条第三項中「第五十八条の七第三項」を「第五十八条の六第二項」に改め、同条を第七十三条の六とする。

第七十三条の八及び第七十三条の九を削る。

第七十七条の二第二項第四号中「第五十三条第九項」を「第五十三条第七項」に改める。

附則第四条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第七条の四第七項」を「附則第七条の四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第七条の四第九項」を「附則第七条の四第六項」に改め、同項を同条第五項とする。

- 第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十三条の二第二項から第三項まで、第七十三条の三第一項、第三項及び第四項、第七十三条の四第一項及び第三項、第七十三条の五第一項及び第三項、第七十三條の六第一項及び第三項、第七十三條の七第一項及び第三項、第七

様式目次中 第九十一号様式

不動産の取得（住宅の取得（特例適用）・徴収猶予該当）申告書、住宅用土地の取得（減額（徴収猶予該当））申告書、不動産取得税の減額（納税義務免除）（還付）申請書

第九十一号様式中「第七十三条の七、第七十三条の八、第七十三条の九」を削る。

第九十一号様式

不動産の取得（住宅の取得（特例適用）・徴収猶予該当）申告書、住宅用土地の取得（減額（徴収猶予該当））申告書、不動産取得税の減額（納税義務免除）（還付）申請書

第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十三条の二第二項から第三項まで、第七十三条の三第一項、第三項及び第四項、第七十三條の四第一項及び第三項、第七十三條の五第一項、第三項及び第四項、第七十三條の六第一項及び第三項、第七十四條並びに附則第四

第十三条の八第一項及び第三項、第七十三條の九第一項及び第三項、第七十四條並びに附則第四

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

総務部
各県税事務所
自動車税事務所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一百一条中「又は第五十八条の第三第二項」を、「第五十八条の第三第二項」に、「第四項、第六項、第八項及び第十項、第五十八条の五第二項、第五十八条の六第二項、第五十八条の七第三項、第五十八条の七の第二項並びに第五十八条の七の第三第二項」を「及び第五十八条の六第二項」に改め、「含む。」の下に「又は第五十八条の五第二項」を加える。

第一百一条の第二第一項中「、第四項、第六項、第八項及び第十項、第五十八条の五第二項、第五十八条の六第二項、第五十八条の七第三項、第五十八条の七の第二第二項並びに第五十八条の七の第三第二項」を、「第五十八条の五第三項及び第五十八条の六第二項」に改める。

第一百三十一条第一項中「、第七十三条の六第一項、第七十三条の七第一項、第七十三条の

八第一項又は第七十三条の九第一項」を「又は第七十三条の六第一項」に改め、同条第二項中「、第七十三条の六第二項、第七十三条の七第二項、第七十三条の八第二項又は第七十三条の九第二項」を「又は第七十三条の六第二項」に改める。

附則
この訓令は、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月三十日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター